

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 60 年に退職した際に、市役所で、年金の受給権があるので国民年金には加入しなくてよいと聞いた。しかし、その後に納付書が送られてきたので、驚いて市役所に行ったところ、法律改正により加入しなければならないとのことだったので、後日、現金を持って行き、妻の分と一緒に国民年金保険料をまとめて支払った。

妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年の国民年金法の改正で第 1 号被保険者となったことにより、国民年金に加入し、その際に、妻の分と一緒にまとめて国民年金保険料を納付したと述べているところ、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、62 年 3 月 6 日に国民年金に加入し、61 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、また、申立期間直後の同年 10 月から厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その妻については、申立期間直前の昭和 60 年度の国民年金保険料を 62 年 3 月 16 日に過年度納付していること、及び申立期間と同じ期間が納付済みとなっていることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日(昭和25年7月31日)及び資格取得日(昭和25年8月20日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月31日から同年8月20日まで
② 昭和30年4月27日から同年9月1日まで

申立期間①については、A社において昭和24年6月から27年9月までの間、また、申立期間②については、同社及び名称変更後のB社において29年8月から36年9月までの間、いずれの期間も継続して勤務していたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は各申立期間中、その前後と変わりなく、途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和24年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年7月31日に資格を喪失後、同年8月20日に資格を取得しており、この間の申立期間①に係る加入記録が無い。

しかしながら、申立人が、「私は申立期間①及びその前後も継続して勤務しており、当該期間のわずか20日間、私が当該事業所を辞める理由も無い。」としている上、申立人が挙げた申立事業所における元同僚から、「私は、申立期間①当時、申立人と申立事業所で一緒に勤務し、また、当該事業所の同じ寮に住んでいたが、当該期間中、申立人が事業所を辞めたことはなかった。」と

供述している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及びその前後の期間において、その被保険者資格記録が申立人と同様に、1か月（14日間）無い元同僚一人が確認できるところ、この元同僚も申立事業所を途中で辞めた覚えは無いと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和25年6月及び同年8月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①における保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和30年4月27日付けで適用事業所でなくなっている上、当該事業所及びB社の一部の書類を引き継ぐとしているC社では、当時の保険料の控除状況等を示す資料は無いとしながらも、その保管している申立期間①当時の申立事業所における従業員の厚生年金保険の加入状況を記したとみられる資料を保管しているところ、この名簿に記載されている申立人の当該期間に係る被保険者資格の得喪日が、オンライン記録のとおりに記載されていることを踏まえると、当該事業所では、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等では、前者の事業所は申立期間②直前の昭和30年4月27日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、一方の后者の事業所は当該期間直後の同年9月1日付けで新規に適用事業所となっていることが確認できるのみであり、両事業所はいずれも当該期間中、適用事業所となっていない。

また、前述の申立人が挙げた両申立事業所における元同僚は、「申立期間②当時は、A社が買収され新会社のB社になるまでの期間に当たる。」「私や申立人を含む従業員は昭和30年4月27日付けで、一部保安要員を除き、一旦全員解雇され、希望者のみ新会社で数か月後に再雇用されている。」と供述している。

さらに、前述のC社が保管している資料では、申立人のA社に係る資格喪失日がオンライン記録のとおり、申立期間②直前の昭和30年4月27日付けと記載されていることが確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している賞与台帳では、申立人は当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書(写)等では、申立事業所が、申立期間の支払賞与について、申立人を含む被保険者3人分の届出を行っていないことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している賞与台帳では、申立人は当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書（写）等では、申立事業所が、申立期間の支払賞与について、申立人を含む被保険者3人分の届出を行っていないことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における当該期間の標準賞与額に係る記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

私は、申立期間の賞与について、A社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している賞与台帳では、申立人は当該事業所から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（17万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書（写）等では、申立事業所が、申立期間の支払賞与について、申立人を含む被保険者3人分の届出を行っていないことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年4月から退職した平成14年9月までの間、A社及び同社合併先のC社の支店等で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時は、私が昭和42年4月1日付けで、A社B支店からC社D支店（昭和47年4月1日付けでA社E支店から名称変更）へ転勤した時期に当たる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社の本社が保管している申立人に関する人事記録などから、申立人が昭和37年4月1日から平成14年9月30日までの間、A社及びC社に継続して勤務し（A社B支店からC社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は「申立期間当時のA社の関連資料によると、転勤発令日は月の初日又は中旬となっており、月末日が発令日となっている者はいない。」と回答していることから、A社B支店に係る資格喪失日を昭和42年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における社会保険事務所(当時)の昭和42年2月の記録から3万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、C社では、申立期間当時の関係資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険料の納付状況等は不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同日として届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は昭和43年10月から50年5月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、離島にあった申立事業所の職員として昭和50年5月31日までの間、私の妻と一緒に勤務し、引き続き同年6月から当該事業所と同じ系列の事業所へ移ったことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在在籍し、かつ、申立事業所と同じ系列のB社が保管する申立人に係る人事記録等から、申立人のA社における在籍期間は、昭和43年10月1日から50年5月31日までとなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立事業所でその妻と一緒に申立期間中も勤務していたと供述しているところ、当該事業所の業務を引き継いでいるとしているC社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(通知日は昭和50年7月3日)では、申立事業所が、申立人に係る資格喪失日を昭和50年5月31日付けと届け出ている一方で、申立人の妻に係る資格喪失日については同年6月1日付けと届け出ていることが確認できる。

さらに、申立人が後任者として挙げた元同僚については、オンライン記録により、申立期間直後の昭和50年6月1日付けで、申立事業所における被保険

者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の昭和50年4月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が前述のとおり、申立人に係る資格喪失日を昭和50年5月31日付けとして届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た資格取得日及び資格喪失日は、それぞれ昭和41年10月10日、43年2月29日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和41年10月から42年8月までは2万6,000円、同年9月から43年1月までは2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月頃から43年2月頃

私は申立期間中、A社で雇い入れられていたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

しかし、私には数か月間の見習期間があったものの、船員手帳では私が申立期間当時、A社所有のB船舶及びC船舶の順で、船員として雇い入れられ乗船していたことが分かる。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る船員保険の加入記録が無い。

しかしながら、申立人が保管している船員手帳では、申立期間の前の昭和41年6月14日から42年10月18日までの期間、引き続き同年10月24日から43年2月10日までの期間に、申立人がA社から船員として雇い入れられていることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた申立事業所の元船長等から聴取したところ、申立人は申立期間当時、申立ての二つの船舶に乗船していたことは間違いのないなどの供述があった。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の申立期間を含むこととなる昭和41年10月10日から43年2月29日までの間の被保険者

資格記録、及び42年9月1日付けの標準報酬月額の変更に係る記録が共に、一旦記載されているが、その資格喪失日から約1年3か月後の44年5月28日になって取り消されている上、同様に、申立人の42年11月15日から43年2月16日までの間の被保険者資格記録が、別の整理番号で一旦記載されているが、その資格喪失日から約1年3か月後の44年5月28日になって取り消されていることが確認できる。

なお、取消処理について、管轄年金事務所では、当時の関係資料等を保管しておらず、その経緯は不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な記録の取消しがあったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格取得日及び資格喪失日を、それぞれ事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和41年10月10日、43年2月29日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、昭和41年10月から42年8月までは2万6,000円、同年9月から43年1月までは2万8,000円とすることが妥当である。

鹿児島厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年8月1日から27年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を26年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月5日から27年1月1日まで

私は、昭和24年1月から59年6月までの間、A社の支店・営業所で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時は、私が常用臨時事務員としてA社B支店の営業所に入社した後、昭和26年8月1日からは正社員の事務員として異動先の営業所で勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録はもとより、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の申立事業所に係る被保険者資格記録が、申立期間直後の昭和27年1月1日から31年9月2日までの間確認できるのみである。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立期間の途中に当たる昭和26年8月1日から59年6月30日までの間に途切れることなく、A社B支店の社会保険関係書類を引き継いだとしている同社C支店に係る申立人の加入記録が確認できる。

また、申立人は、申立事業所において申立期間の途中の昭和26年8月1日から正社員になったと供述しているところ、A社C支店が保管している申立人に係る社員名簿では、同社における「雇用年月日」及び「入社年月日」欄には、これと同一日の同年8月1日と記載されている上、当該名簿の経歴欄では、同日付けで「事務員を命ずB支店D営業所勤務」との記載が確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社し、業務内容が同じであった元同僚は、「私は、昭和24年頃に申立事業所の申立人とは別の営業所へ臨時事務員として入社した後、正社員になった。正社員になった時期ははっきりと覚えていないものの、私の厚生年金保険の被保険者資格記録のある26年5月までは臨時事務員だった。」と供述しているところ、オンライン記録では、この元同僚の申立事業所に係る資格取得日は、入社した24年頃ではなく、26年5月1日からとなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和26年8月1日から27年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所(当時)の昭和27年1月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和40年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の社会保険関係書類を引き継いだとしている同社C支店では、前述の申立人に係る社員名簿等以外には、当時の社会保険関係資料を保管していないため、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和24年1月5日から26年7月31日までの期間については、雇用保険の記録では、申立人の加入記録が確認できない上、A社C支店が保管している前述の社員名簿には、申立人の同社における雇用年月日等が26年8月1日付けとなっている一方で、その経歴欄には、「23年1月19日、B支店E営業所臨時事務員」と記載されていることが確認できる。

また、A社C支店では、前述のとおり、当時の社会保険関係書類を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立事業所における元同僚6人中、前述の元

同僚を含む3人から聴取したものの、申立事業所の各営業所への入社から、それぞれ約7か月間、約9か月間、約28か月間には厚生年金保険の加入記録が無いと供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和24年1月5日から26年7月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年11月27日まで

私は、昭和35年11月から37年11月までの間、A社所有船舶3隻で一つの船団を組んでいたうちの2隻に継続して乗船していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、船員手帳には、私が申立期間中も途切れることなく、申立事業所の船員として雇い入れられていたことが分かるので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、申立人のA社に係る船員保険被保険者資格記録が、申立期間直前となる昭和35年11月28日から37年6月20日までの間確認できる。

しかし、申立人が保管している船員手帳では、申立人が昭和35年11月28日から36年5月15日までの期間には当該事業所所有のB船舶の船員として、引き続き、申立期間を全て含むこととなる同年5月15日から37年11月26日までの期間には同じくC船舶の船員として雇い入れられていたことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時、同一船団で別の船舶に乗船していたとして氏

名を挙げた元同僚のほか、複数の別の元同僚も、申立人は当該期間当時、同一船団であった申立ての船舶2隻に乗船していた旨供述している。

さらに、申立事業所は昭和51年8月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっており、同社を引き継いだとするD社も、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しているところ、前述の元同僚に加え、申立期間当時における別の元同僚は、「申立事業所に係る船員保険の加入記録が途中で切れていたため、当該事業所へ問い合わせた結果、申立ての船舶を含む2隻は、外国へ売却され外国船籍になったため、実際に乗船した期間に比べて船員保険の加入期間が短くなったとのことであった。」などと供述している。

しかしながら、申立人はもとより、申立期間当時の元同僚も、実際に船員として雇い入れられていた時期に、外国船籍になったからとの理由で船員保険を脱退する旨説明を受けていたとする者は皆無である上、E運輸局F運輸支局が保管している申立ての船舶(C船舶)に係る船舶原簿の謄本では、当該船舶が外国企業に売却され日本国籍を喪失した旨抹消登録されたのは、申立人が申立事業所から雇止めされた昭和37年11月26日となっていることが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間中、その前の期間と異なり、保険料を控除されていなかったとする事情が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年5月の社会保険事務所(当時)の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所を引き継いだとするD社では、前述のとおり、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から9年6月まで

申立期間当時は、自分で会社を経営しており、国民年金保険料は、税金等の支払いをしていた姉に渡して、納付をしてもらっていた。お金には不自由しておらず、毎月きちんと納めていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の姉に自身一人の国民年金保険料の納付を依頼していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 11 月 22 日以降に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の元妻の納付記録は、申立期間前の 61 年 2 月から平成元年 5 月までの期間が納付済み、申立期間のうち、元年 6 月から 6 年 3 月までの期間が未納となっていることが確認でき、申立人と同様な納付状況がうかがわれ、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人は、平成 6 年 8 月頃に、A 区から B 区に転居したと述べているところ、オンライン記録によると、転居後の同年 9 月 6 日付けで納付書が発行されていることが確認できるものの、その後、不在扱いとなっており、21 年 11 月に現在の基礎年金番号に統合されるまでの間「不在者」として管理されていたことが推認できることから、この間、申立人に納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間については、97 か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉から証言を得ることができないことから保険料の納付状況が不明であるほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から44年2月まで

私は、申立期間当時、勤務していた会社の社長の奥さんと市役所の支所に何度も行った記憶があり、その際に、国民年金の加入手続も行ったと思う。国民年金保険料は夫婦二人分を集金人に納付していたことを覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦ともに昭和60年10月18日に払い出されていることが確認できるとともに、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年11月1日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、36年4月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得し、厚生年金保険の加入記録に合わせて国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録を追加されたものと推認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその妻も申立期間は未納となっている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から44年2月まで

私の夫は、申立期間当時、勤務していた会社の社長の奥さんと市役所の支所へ何度も行った記憶があり、その際に、国民年金の加入手続も行ったと思う。国民年金保険料は夫婦二人分を集金人に納付していたことを覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦ともに昭和60年10月18日に払い出されていることが確認できるとともに、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年11月12日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、36年4月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得し、厚生年金保険の加入記録に合わせて国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録を追加されたものと推認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫も、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年9月1日まで
② 昭和21年1月29日から同年12月28日まで
③ 昭和21年12月28日から22年9月13日まで
④ 昭和22年9月13日から23年1月9日まで

申立期間①については、私がA地にあったB社C出張所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②、③及び④については、私がB社に復職し、それぞれ同社のD出張所、E事業所、F出張所で勤務していたにもかかわらず、加入記録が無い。

しかし、私が申立期間①、②、③及び④の期間中、各申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、全申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社が保管している申立人に係る人事記録では、申立人が同社から、申立期間①の始期の昭和19年4月1日付けで「見習」、引き続き20年4月1日付けで「雇員」として雇用されるとともに、申立期間①、②、③及び④において、それぞれ同社C出張所、同社D出張所、同社E事業所、同社F出張所で勤務していることが確認できる。

しかし、オンライン記録では、四つの申立事業所が全申立期間中、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、B社では、前述の人事記録以外には、各申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としながらも、同社では申立期間当時、従業員について

「見習・雇員・傭員・正社員」の四つの職制を設けており、「正社員」以外の職制の従業員の大部分を厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、全申立期間の後の昭和23年8月1日から、B社G支店において確認できるのみである上、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証では、申立人が初めて厚生年金保険の資格を取得した日も、同年8月1日となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立人が挙げた申立期間①当時のB社C出張所における元同僚3人には、当該事業所はもとより、他の事業所においても厚生年金保険の加入記録が確認できないとともに、このうち唯一連絡の取れた一人は、「私は、昭和17年4月から兵役期間を挟んで22年6月までの期間、B社のH支店、本社、D出張所、E事業所等で勤務していたものの、このうちのH支店やE事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、私の職制上の身分は「見習」であったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 615 (事案 158 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで
前回、脱退手当金を請求した覚えが無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしいとして申立てをしたが、認められなかった。その後、社会保険事務所(当時)に再度問い合わせたが「資料が無い。」と言われるばかりで納得がいかない。自分では手続をしていないのに脱退手当金が誰に支払われたのか、また、受け取った人を探して、どうしてこうなったのかを確かめたい。再度申し立てるので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立てに係る事業所において脱退手当金の支給記録のある元同僚に照会を行ったところ、「会社が代理で請求してくれた。」旨の証言があり、申立人の脱退手当金が申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和46年1月11日に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられるほか、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金が誰に支払われたのか、また、受け取った人を探して、どうしてこうなったのかを確かめたいとして、当委員会に再申立てを行ったが、申立内容は、新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 21 日から 36 年 8 月頃

私は、昭和 31 年 10 月から 36 年 8 月頃までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間の前に 2 回、申立事業所で季節労働者として勤務した後、申立期間中には、同社の運転手などとして働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間中、A社において運転手及び工場作業員として働いていたとしているものの、当該事業所に照会したところ、保管している「社員名簿」に申立人の氏名は無いとするのみで、当時の関係書類等を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、オンライン記録では、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の元同僚 3 人は、いずれも既に死亡しているか又はその所在が不明である上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた 3 人から聴取したものの、申立人の氏名は覚えていないとするのみで、申立てに関する供述等が得られない。

さらに、前述の被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 20 日
② 平成 16 年 6 月 21 日

申立期間①及び②に係る標準賞与額については、私がA社及びB社の役員として各事業所から受け取っていた賞与額の合計に比べて低くなっている。

しかし、私の標準賞与額に関する届出は、A社が代表して行うべきところ、両申立期間についてはいずれも、当該事業所から受け取っていた賞与額のみ
の届出が行われており、B社から受け取った賞与額が含まれていない。

申立期間①及び②について、私が両事業所から受け取っていた賞与額も含めた標準賞与額の記録に訂正してほしい。

なお、現在の両申立期間の標準賞与額については、A社が平成 22 年 5 月 17 日に、申立期間当時に事務処理の誤りがあったとして改めて届出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効になっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立期間①及び②に係る給与支給明細書では、申立人が両申立期間共に、A社及びB社から、それぞれ 122 万 5,000 円、87 万 5,000 円の賞与の支払いを受けている。

しかし、当該明細書では、前者で支払われた賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されているものの、一方で後方で支払われた賞与額から保険料は控除されていないことが確認できる。

また、同様に、A社が保管している、申立人の両申立事業所に係る平成 15 年分及び 16 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿でも、申立人は、前者

で支払われた賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できるのみである。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。